

特定間伐等及び特定母樹の増殖の 実施の促進に関する基本方針

令和3年5月

鹿 児 島 県

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針

本基本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、鹿児島県における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本的な方針であり、法第3条第1項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（令和3年4月6日付け農林水産省告示第508号）に即するとともに、森林法第5条第1項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（南薩森林計画区、北薩森林計画区、始良森林計画区、大隅森林計画区、熊毛森林計画区、奄美大島森林計画区）に適合して、次のとおり定めるものとする。

1. 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

国は、これまで、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の京都議定書（以下「京都議定書」という。）等に基づき、約束を履行するため、平成20年から平成24年までの第一約束期間及び平成25年から令和2年までの第二約束期間において、森林吸収源（二酸化炭素の吸収源としての森林をいう。以下同じ。）による二酸化炭素の吸収量等を確保するための間伐等の対策を推進してきたところである。

このような中、我が国は、令和2年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、令和12年度の温室効果ガスの削減目標を平成25年度総排出量比26.0パーセントとしており、このうち、平成25年度総排出量比2.0パーセント相当を森林吸収量（森林吸収源による二酸化炭素の吸収量等をいう。以下同じ。）で確保することとしている。

このため、国は、令和12年度における2.0パーセントの森林吸収量の確保を図るため、令和3年度から令和12年度までの10年間において、全国で年平均45万ヘクタールの間伐を実施することを目標としている。また、長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽の促進をはじめとして、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進することとしている。

本県は、県土の65パーセントに当たる592千ヘクタールが森林で、そのうちスギ・ヒノキ等の人工林は272千ヘクタールで森林全体の46パーセントを占めている。

また、森林の蓄積は1億6千万立方メートルで、人工林を中心に毎年約250万立方メートルずつ増加している。

民有林のスギ・ヒノキ林のピークは10齢級であるが、保育・間伐等の手入れが必要な9齢級以下の森林が3割を占めており、引き続き、計画的な間伐の実施が必要である。

このため、本県においても、パリ協定下の我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、未来の森林（もり）づくり推進プラン（計画期間：令和元年度～令和5年度）等に基づき、令和3年度から令和12年度までの10か年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積は、26,600ha（年平均2,660ha）とする。

また、造林の目標面積は、11,500ha（年平均1,150ha）とする。

2. 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、以下の考え方で設定するものとする。

- ① 間伐が適正に実施されていない森林であること。
- ② 造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。
- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。

3. 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

- ① 事業の実施方法等
間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期、実施方法等の計画事項は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることであることを確認した上で記載すること。
- ② 事業実施の確実性
事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。
また、地域の実情に応じて、多様な主体を幅広く参画させるよう努めること。
- ③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施
特定間伐等の実施の促進の目標達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること。
- ④ 関係者の合意形成等
地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、市町村以外の者による提案制度を活用して計画を作成すること。

4. その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

(1) 特定間伐等の実施の促進に向けた援助等

県は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の確実かつ効果的な実施に資するよう、国と連携しつつ、市町村又は特定間伐等の実施主体に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。

また、県及び市町村は、特定間伐等の実施を促進するため、間伐等を実施する林業事業体等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

(2) 特定間伐等促進計画には、原則として次の事項を配慮事項として定めるものとする。

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 施業の集約化等の取組の推進

林業事業体から森林所有者に対して、森林施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

③ 路網の整備の推進

保有機械や作業システム等を考慮した効率的な間伐の実施に向け、トラック等の走行する林道及び林業専用道、主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努めること。

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、造林に当たっては、コンテナ苗の活用等による植栽・保育作業の低コスト化の推進等に努めること。

⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、採算性の向上により森林所有者等の森林施業費用の負担軽減に繋がることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等

新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成、当該林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

また、林業労働力を継続的に確保するため、安全な伐木作業技術の習得など労働安全衛生の向上に努めること。

5. 本県における特定母樹の増殖の実施の促進の目標

本県の人工林の多くは、未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も年々増加しつつあり、人工林面積に占める概ね46年生以上の割合は、令和元年(2019)時点では72パーセントであったが、現状のまま推移した場合、令和11年(2029)には91パーセント程度に増加すると予想される。このような人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素吸収量低下に加えて、資源としての成熟に伴う伐採(主伐)面積の増加が見込まれることから、将来にわたり森林の二酸化炭素吸収作用の保全及び強化を図るためには、再造林による伐採跡地の適切な更新が不可欠であり、再造林に際しては、地域の気候等に適し、また、成長などに優れたものを広く利用していく必要がある。

今後、伐採後の再造林を中心とした人工造林において必要となる特に優良な種苗の確保を図るためには、市場のニーズや樹木の有する様々な特性を考慮しつつ、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定した特定母樹のうち、本県の気候等の条件に適したものの増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の新規の造成並びに既存の採種園及び採穂園の母樹の特定母樹への切替えを進めるほか、本県特有の挿し木在来種苗の生産体制の強化を図る必要がある。

本県における将来の人工造林面積は、南薩地域森林計画(平成31年4月1日～令和11年3月31日)及び北薩地域森林計画(令和2年4月1日～令和12年3月31日)、大隅地域森林計画(平成30年4月1日～令和10年3月31日)、始良地域森林計画(令和3年4月1日～令和13年3月31日)、熊毛地域森林計画(令和3年4月1日～令和13年3月31日)、奄美大島地域森林計画(平成29年4月1日～令和9年3月31日)における造林計画面積や本県の人工林の齢級構成を踏まえると、年間約1,200ヘクタールと見込まれる。

本県においては、他県も含めた広域における将来の人工造林に必要な種苗については、本県特有の挿し木在来種苗や広葉樹等特定母樹以外の樹種、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗等地域の事情に応じた種苗を除き、特定母樹から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、県及び民間による取組により、特定母樹の増殖の実施を促進し、増殖した特定母樹(以下「増殖特定母樹」という。)により構成された採種園及び採穂園を整備し、令和12年度までに、スギ10,200本、ヒノキ170本の特定母樹を増殖することを目標とする。

注) 必要な特定母樹の本数は、造林用苗木1万本当たりスギ採穂園の場合200本、ヒノキ採種園の場合10本を目安とする。

6. 本県における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

(1) 種穂の生産に関する事項

本県においては、これまで、苗木生産事業者が保有し、県が指定した母樹からの苗木生産用の種穂の採取のほか、県が整備する採種園・採穂園に植栽された母樹から苗木生産用の種穂を採取し、県内の苗木生産事業者に配布してきたところである。特定母樹の増殖については、県が整備する採種園・採穂園に加え、民間による取組を促進することとしているが、令和12年度までに増殖する、スギ10,200本、ヒノキ170本の特定母樹については、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所より購入した種苗を基に認定特定増殖事業者及び県が増殖し、鹿児島県山林種苗協同組合等関係者と情報の共有を図るなど、県内のみならず他県への広域的な種苗の流通状況を勘案して、苗木生産事業者に広く配布することとする。この場合、認定特定増殖事業者が増殖する特定母樹から採取する種穂の配布先が確保されるよう留意するものとする。なお、県森林技術総合センターは、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所と連携しつつ、更なる優良種苗の確保に向け、育種の推進に努める。

加えて特に、スギ花粉発生源対策に対応する花粉の生産量の少ない特性を有する種苗とともに、マツノザイセンチュウに抵抗性の特性を有する種苗、剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹の苗木等の種穂の生産についても推進する。

(2) 苗木の生産に関する事項

本県には、令和元年度末時点で52名の苗木生産事業者が存在し、スギ、ヒノキ等の林業用苗木を約1,950千本生産・出荷し、県内の人工林の健全な更新に寄与しているところである。今後、増加が見込まれる伐採後の再造林を適切に行っていくためには、これらの苗木生産事業者の果たす役割は極めて重要である。

このため、本県において、森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び伐採後の造林の確保を図るとともに、令和12年度までに増殖する特定母樹から採取する種穂により生産される特に優良な種苗を広く普及するため、県、市町村、認定特定増殖事業者、鹿児島県山林種苗協同組合、森林組合等種苗関係者間において、他県を含む広域的な種苗の需要等の見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有を図り、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業団体に対し、特定母樹から採取する種穂により生産された種苗の普及に努め、特に優良な種苗の生産のために必要な苗畑、温室等の整備を進めていくこととする。

また、花粉発生源対策を推進する観点から、本県においては、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗の種穂から生産される苗木の生産については、令和12年度までに2,645千本の苗木供給を目標とする。また、マツノザイセンチュウに抵抗性の特性を有する種苗、剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹等の種穂から生産される苗木の生産等多様なニーズに応じた優良種苗の生産を推進する。

さらに、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈りの省力化等、造林・保育の低コスト化につながるコンテナ苗を令和12年度末までに概ね2,720千本とするよう生産拡大に

努める。

なお、人工造林にあたっては、適地適木を旨とし、森林所有者の意向等に配慮した苗木が選定されることから、こうしたニーズに適切に対応できる種苗の生産を図るものとする。

7. 特定増殖事業の実施方法に関する事項

(1) 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業において増殖する特定母樹は、農林水産大臣が定める特定母樹の中から、本県の気候条件等に適した種類を選定するものとする。

また、特定母樹は、それを所有する者から配布を受け認定特定増殖事業者や県で繁殖するが、特定母樹の生産については、適期があることから、その適期に間に合うよう、特定母樹所有者と必要な配布本数や配布時期について調整を行う。

(2) 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、原則として、挿し木又は接ぎ木のいずれかの手法から選択するものとする。挿し木又は接ぎ木で繁殖する際は、繁殖後の個体にラベリングするなどにより、繁殖した個体の種類、種類毎の繁殖本数を把握できるよう適切に管理するものとする。また、余分に繁殖した苗木や繁殖に供した育成木の本数管理も行い、特に繁殖に供した育成木は役目が終了したら処分し、記録するものとする。

① 挿し木の方法

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等から提供を受けた特定母樹の種穂等を植栽し、数年間育成した後、9月から4月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝等を採取し、挿し木床に挿し付けて、増殖特定母樹用の挿し木苗を育成するものとする。

② 接ぎ木の方法

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等から提供を受けた特定母樹の種穂等を植栽し、数年間育成した後、12月から3月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝から接ぎ穂を採取し、台木に接いだ苗木を増殖特定母樹用の接ぎ木苗として育成するものとする。

(3) 母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する母樹の本数、配置及び管理

挿し木又は接ぎ木によって繁殖した母樹を植栽し、採種園・採穂園として整備する土地は、平坦地又は緩斜地であること、土壌が深く地味が良好であること、水利の便が比較的良いこと、同じ樹種の林分からなるべく隔離されていること、林道等からの距離が短く交通が便利なこと等、植栽する母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。また、病虫害、獣害、気象害の防除対策が確実に行われる必要がある。

繁殖した母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する母樹の本数及び配置は、植栽す

る母樹の枝張りの確保，種穂の採取作業の実施等の観点から，以下の基準を目安とし，採種園又は採穂園の別，母樹の植栽間隔，母樹の植栽本数，面積等の具体的な内容を記載するとともに，設計図を添附するものとする。

① スギ採穂園

- ・ 特定母樹を種類ごとに列状に植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は1.0～2.5m，造林に必要な山行き苗の本数を勘案して母樹を植栽（植栽木1本当たり採穂数は25本/年程度が目安）。
- ・ 採穂園周囲には，育成，採穂作業，使用車輛等を勘案し，幅員1.2m以上の作業路を設置。

② ヒノキ採種園

- ・ 9種類以上の特定母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法等）により植栽すること。
- ・ 母樹の植栽間隔は2.5m程度を基本とし，必要な種子（山行き苗）の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定（植栽木当たりの種子採種量100グラム/年（2回目間伐後）が目安）。
- ・ 採種園周囲には，作業内容，使用車輛等を勘案し，幅員1.2m以上の作業路を設置。

(4) 増殖特定母樹から採取する種穂の配布

特定増殖事業によって増殖した特定母樹から採取する種穂の配布先は，他県への広域的な種苗の流通状況を勘案しつつ，苗木生産事業者が広く利用できるよう，県，市町村，山林種苗協同組合，森林組合等県内の関係者で構成する需給連絡協議会等により十分情報の共有を図った上で決めることとする。

(5) 特定増殖事業の実施期間

特定増殖事業の実施期間は，以下の基準を目安とし，特定母樹の繁殖，特定母樹の植栽及び種穂等の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について，適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

① スギ採穂園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等2種類各5本，計10本を国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等から購入，無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを苗畑に定植（施肥，深耕）
2.3	育成
4	育成後の母樹から1本当たり10本の穂木（挿し穂）を採取（各種類50本），挿し木苗として100本養苗（得苗率7割を目標）
5	養苗後の挿し木苗を母樹として採穂園に植栽（造成，植栽本数80本），施肥
∞	育成

9	採穂，穂木配布
10	苗畑に植栽（苗木生産まで行う場合）
11	育成
12	苗木配布

② ヒノキ採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等9種類各10本，計90本を国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等から購入，無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを苗畑に定植（施肥，深耕）
2	育成
3	育成後の特定母樹から1本当たり8本の穂木（接ぎ穂）を採取（各種類80本），接ぎ木苗として720本養苗（得苗率3割を目標）
4	育成
5	養苗後の接ぎ木苗を母樹として採種園に植栽（造成，植栽本数216本），施肥
6	育成
12	1回目間伐，育成
13	育成
14	2回目間伐，育成
15	育成
16	着花促進（ジベレリン処理），育成
17	採種，種子配布
18	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
19	育成
21	苗木配布

注1：着花促進（ジベレリン処理），採種は間伐以前においても，状況により実施可能。

注2：育成には，施肥，除草，整枝剪定，断幹等の管理も含む。

8. 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

(1) 特定増殖事業の実施の促進に寄与する取組

県は，認定特定増殖事業者に対し，特定増殖事業の確実かつ効果的な実施に関し，特定母樹を開発し，所有している国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等と連携を図りつつ，必要な助言，指導その他の援助を行うものとする。また，認定特定増殖事業者に対し，林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。

さらに，特定増殖事業の実施を促進するため，苗木の生産事業者等に対し，必要な情報の提供，助言，あっせんその他の援助を行うものとする。

貸付相談窓口：鹿児島県 環境林務部 環境林務課 森林組合係

(2) 特定増殖事業の実施の促進に向けた国等の連携

県は、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の確実かつ効果的な実施に資するよう、国、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所、県森林技術総合センター等と連携し、認定特定増殖事業者等に対し、県の所有する特定母樹の種穂を提供するとともに、必要な情報の提供、特定母樹の増殖に関する技術的な助言及び指導等の支援を行うものとする。

9. その他（様式例）

法第5条第1項に基づいて市町村が作成する特定間伐等促進計画及び法第4条第2項第7号に基づいて特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、その認定申請書等については、別記様式1～4を参考とすること。

【別記様式 1】

特定間伐等促進計画

鹿児島県（市町村名）

〇〇年〇〇月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、26,600ha（年平均2,660ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市（町村）の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で〇〇〇〇ha（年平均〇〇〇ha）の間伐を行うことを、本市（町村）特定間伐等促進計画の目標とする。

また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた「特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準」に従い、本市（町村）の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1） 国土地理院1/25,000地勢図相当の図面又は1/5,000森林基本図に図示する。

注2） 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況				間伐の内容			対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村（郡）	字（大字）又は林	地番又は林小班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積			

				班															

- ※ 枚数が多くなる場合は、別紙として可。(以下の(2)～(6)も同じ。)
- ※ 除伐のみの場合は「除伐」を備考欄に記載する。
- ※ 間伐と一体的に実施する他の作業種についても備考欄に記載する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容							対図番号又は林小班名	交付金希望	備考				
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	造林面積	うち人工造林				うち天然更新								
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期				天然更新樹種			

- ※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。
- ※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。
- ※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。
また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内容	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)			

【別記様式 2】

特定増殖事業計画

氏名 (法人にあっては名称)
 及び代表者の氏名
 ○年 ○月 ○日

1 特定増殖事業の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 4 条第 1 項の規定により定められた本県の基本方針においては、特定母樹の採取源の整備を行うことが目標に掲げられており、県下の特定母樹により構成された採種園及び採穂園における整備の規模は、スギ採穂園を構成する特定母樹の本数10,200本、ヒノキ採種園を構成する特定母樹の本数170本となっている。

このため、本特定増殖事業において、特定母樹合計○○本のスギ採穂園の整備を行うことを目標とする。

2 特定増殖事業の実施計画

(1) 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法	樹種	○ ○ (例：スギ)								
	種類数	○ 種類 (例：9 種類)								
	種類名	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号
繁殖に使用する種穂又は苗木別の本数	穂木					○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	苗木	○○本	○○本	○○本	○○本					
入手先		○○ (例：(国研) 森林総合研究所林木育種センター)								
繁殖の方法別の繁殖予定数量	挿し木	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	接ぎ木	○○本	○○本							
	その他 (組織培養等)							(例：組織培養) ○○本	(例：組織培養) ○○本	
繁殖するための施設等	挿し木	○○ (例：温室)	○○ (例：路地)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○

	接ぎ木	〇〇 (例：苗畑)	〇〇 (例：苗畑)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	その他（組織培養等）							培養室（組織培養）	培養室（組織培養）	
(2) 特定母樹を植栽する土地の所在地	採種園	〇〇市町村（郡）〇〇字（大字）〇〇地番								
	採穂園	〇〇市町村（郡）〇〇字（大字）〇〇地番								
(3) 特定母樹を植栽する土地の面積	採種園	ha								
	採穂園	ha								
	合計	ha								
(4) 植栽する特定母樹の本数	採種園	本								
	採穂園	本								
	合計	本								

※ 特定母樹の樹種毎に作成する。

(1)については、増殖する特定母樹の種類毎に、特定母樹を繁殖する方法を記載する。

(2)については、特定母樹を鉢等で管理する場合は、管理する所在地を記載する。

(5) 植栽する特定母樹の配置に関する計画

※ 採種園又は採穂園の別、植栽間隔、植栽本数、面積等の具体的内容を記載するとともに、設計図を添付する。

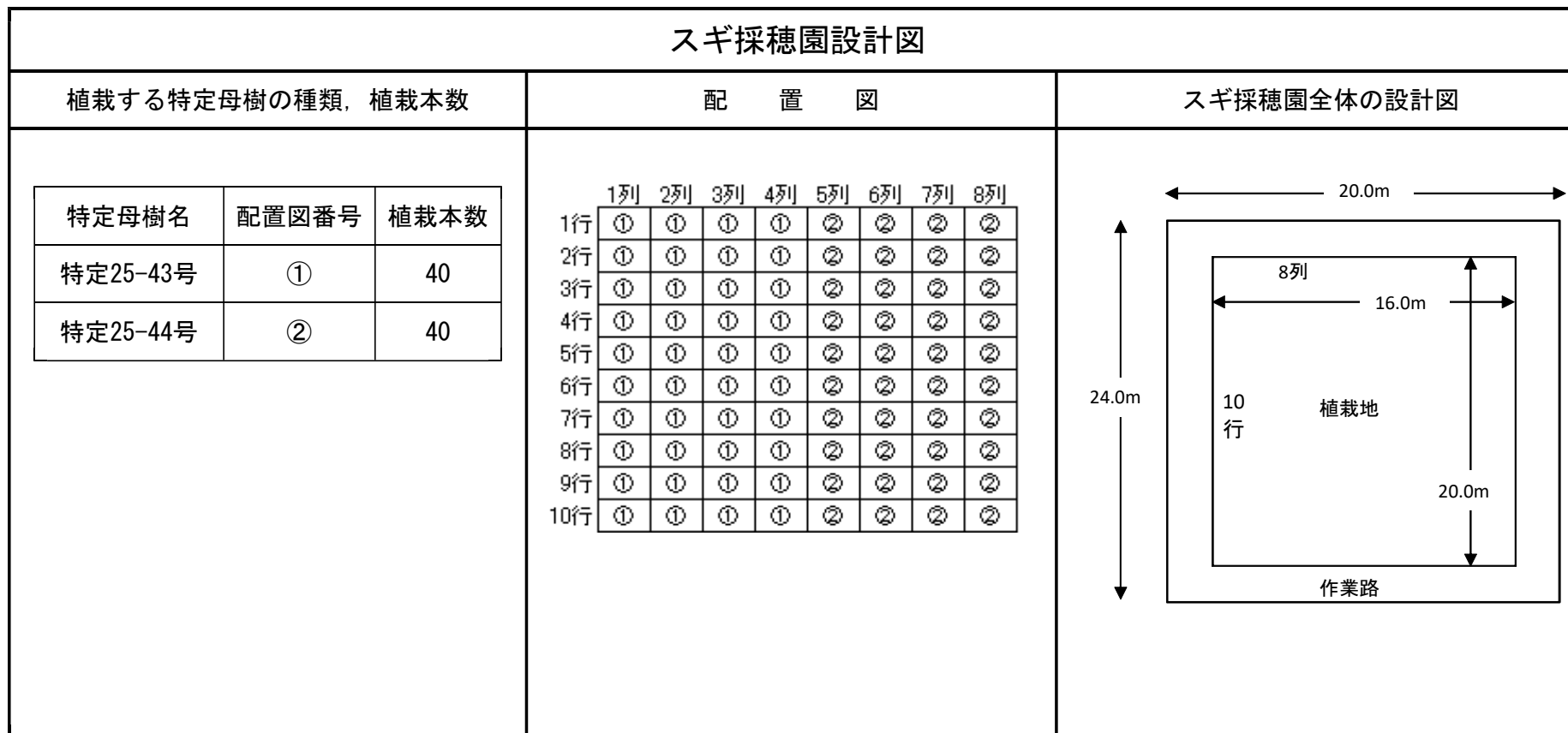
例－1：スギ採穂園を造成をする場合

例－2：ヒノキ採種園を造成をする場合

【例－1】スギ採穂園を造成をする場合の記載例

- ① 2種類の特定期母樹によるスギ採穂園を造成。
- ② 特定期母樹 1種類当たり、40本のクローンを列状に植栽。
- ③ 植栽間隔は、2.0mとし、計80本の特定期母樹を植栽。
- ④ 面積計 480.00m²(20.0m×24.0m)
- ⑤ 特定期母樹の配置は、下記設計図のとおり。

スギ採穂園設計図



【例－２】ヒノキ採種園を造成をする場合の記載例

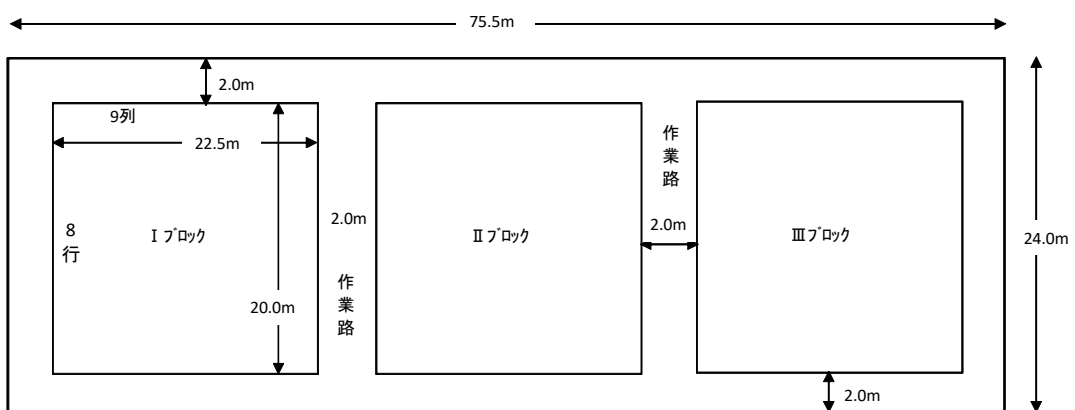
- ① 9種類の特定期母樹の単木混交配置によるヒノキ採種園を造成。
- ② 特定期母樹の植栽間隔は、2.5mとし、1ブロック当たり72本の3ブロックを造成
- ③ 特定期母樹の植栽本数計 216本（72本×3ブロック）
- ④ 面積計 1350.00m²（22.5m×20.0m×3ブロック）
- ⑤ 特定期母樹の配置は、下記設計図のとおり。

ヒノキ採種園設計図

植栽する特定期母樹の種類、植栽本数

特定期母樹名	配置図番号	植栽本数
特定〇-〇号	①	8
特定〇-〇号	②	8
特定〇-〇号	③	8
特定〇-〇号	④	8
特定〇-〇号	⑤	8
特定〇-〇号	⑥	8
特定〇-〇号	⑦	8
特定〇-〇号	⑧	8
特定〇-〇号	⑨	8
9種類		72

ヒノキ採種園全体の設計図



配置図

	1列	2列	3列	4列	5列	6列	7列	8列	9列
1行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2行	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
3行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①	②	③
4行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
5行	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
6行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①	②	③
7行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
8行	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①

(6) 植栽する特定母樹の管理に関する計画

※植栽する特定母樹の管理に関する計画について具体的な内容を記載する。また、植栽からの年度毎の予定を記載する。

【例ー1】スギ採穂園を造成する場合の記載例

○ 管理の具体的な計画

① 植栽

- ・平坦地（又は傾斜度15度以下の緩傾斜地）で特定母樹のクローンごとに列状（又は帯状）に植栽する。
- ・系統管理は、特定母樹の種類を記載したラベルを単木毎に樹幹に付けることにより行う。

② 育成

- ・植栽後、適宜、施肥、病虫害防除等の薬剤散布を実施する。

③ 樹形誘導

- ・除草や整枝剪定等の管理、採穂等の作業を考慮して、断幹高の目安を180cmとし、立上りの枝を含めた採穂時の樹高の目安を230mとする。

④ 挿し穂の採取

- ・穂の採取は、母樹への影響を極力少なくすることとし、穂の取過ぎに注意することとする。

⑤ 整枝剪定

- ・萌芽枝の発生を促進するよう、適期に整枝剪定を行うこととする。

○植栽からの年度毎の予定スケジュール

	年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	13
	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
苗畑	作業種	定植	育成	育成	剪定	育成	断幹	育成	育成	育成	植栽	育成	苗木配布
					採穂								
Iブロック	作業種					植栽 施肥	育成	育成	剪定	育成	断幹	育成	育成
	採穂									採穂利用配布			

【例－２】ヒノキ採種園を造成する場合の記載例

○ 管理の具体的な計画

- ① 植栽
 - ・ 周囲500mにヒノキが植栽されていない場所に、特定母樹を植栽することとする。更に、採種園の周囲を囲むように、スギを植栽することとする。
 - ・ 系統管理は、特定母樹の種類を記載したラベルを単木毎に樹幹に付けることにより行う。
- ② 育成
 - ・ 植栽後、適宜、施肥、病虫害防除等の薬剤散布を実施する。
- ③ 樹形誘導
 - ・ 除草や整枝剪定等の管理、種子採取等の作業を考慮して、断幹高の目安を300cmとし、立上りの枝を含めた採種時の樹高の目安を400cmとする。
- ④ 着花促進
 - ・ 着花促進処理として、ジベレリン溶液の散布を実施する。
- ⑤ 種子の採取
 - ・ 種子の採取は、林業種苗法第23条の規定により指定された時期に種子が十分に硬熟した段階で実施する。なお、採種は種子が着果している枝を採取することとするが、この際、採種木への影響を極力少なくすることとし、枝の取過ぎに注意することとする。
- ⑥ 整枝剪定
 - ・ 枝の枯れ上りを避け、種子生産に適するよう、適期に整枝剪定を行うこととする。
- ⑦ 採種のサイクル
 - ・ 採種は、ブロック毎に、3年に1度とする。

○ 植栽からの年度毎の予定スケジュール

	年次	1	2	3	4	5	6～15	16	17	18	19	20	21
	年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10-R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25
苗畑	作業種	定植	育成	採穂	育成	植栽	育成	着花促進	採種	播種	育成	育成	苗木配布
					接ぎ木		間伐	育成	種子配布				

	年次	1	2	3	4	5	6~15	16	17	18	19	20	21
	年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10-R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25
Iブロック	作業種	—	—	—	—	植栽	育成	着花促進	育成	育成	着花促進	育成	育成
		—	—	—	—	施肥	—	—	—	—	—	—	—
	採種	—	—	—	—	—	—	—	採種配布	—	—	採種配布	—
IIブロック	作業種	—	—	—	—	植栽	育成	育成	着花促進	育成	育成	着花促進	育成
		—	—	—	—	施肥	—	—	—	—	—	—	—
	採種	—	—	—	—	—	—	—	—	採種配布	—	—	採種配布
IIIブロック	作業種	—	—	—	—	植栽	育成	育成	育成	着花促進	育成	育成	着花促進
		—	—	—	—	施肥	—	—	—	—	—	—	—
	採種	—	—	—	—	—	—	—	—	—	採種配布	—	—

3 特定母樹を植栽する土地の状況（法第9条第2項第3号に規定する場合に記入）

※ 伐採する森林の所在場所は、林小班まで、伐採する森林毎に記載する。

特定増殖事業者と森林所有者等が異なる場合は、当該森林の使用についての森林所有者の同意書等を添付するものとする。

伐採する森林の所在場所	〇〇市町村（郡）〇〇字（大字）〇〇地番 〇〇林班 〇〇小班
森林所有者等の氏名（法人にあつては名称及び代表者）・住所	
伐採面積	ha
伐採樹種	
伐採齢	
伐採の期間	

4 特定母樹から採取する種穂の配布の計画

配布する種苗の種類	配布予定時期	種子の精選の有無	配布予定先	配布予定数量
種子				
穂木		-		
苗木		-		

※ 苗木を育成する場合は以下も記載する。

苗木の育成の場所	〇〇市町村（郡）〇〇字（大字）〇〇地番
苗畑面積等	

【例－２】ヒノキ採種園を造成する場合の記載例

年次	1	2	3	4	5	6	15	16	17	18	19	20	21	～	45
年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	～	41
特定母樹の繁殖	—				→										
植栽予定地の森林の伐採					→										
特定母樹の植栽					→										
特定母樹の育成						—									→
種子の採取										—					→
種子の配布										—					→

- 6 特定増殖事業の実施するのに必要な資金額及びその調達方法
 ※ 特定増殖事業で必要となる施設・作業種等の種類毎に記載する。

施設・作業種等の種類	予定年度	資金調達先別金額（千円）				合計
		自己資金	林業・木材産業改善資金	その他借入金	その他（補助金等）	

【別記様式3】

特定増殖事業計画認定申請書

○年○月○日

都道府県知事 殿

(申請者)

住所 法人にあつては名称

氏名 及び代表者の氏名

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、別添の特定増殖事業計画の認定を申請します。

【別記様式4】

特定増殖事業計画変更認定申請書

○年○月○日

都道府県知事 殿

(申請者)

住所 法人にあつては名称

氏名 及び代表者の氏名

○年○月○日付けで認定を受けた特定増殖事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定増殖事業計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。